

令和元年 第17回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和元年9月3日(火)
開会 午後1時30分 閉会 午後2時27分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課主幹 溝口容子
- 6 議 事
 - (1) 議案第79号 京丹後市子育てのための施設等利用給付の認定等及び施設等利用費の支給に関する規則の制定について
 - (2) 議案第80号 京丹後市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則の制定について
 - (3) 議案第81号 京丹後市商工会青年部次世代育成事業「自然体験”竹で遊ぼう”～竹でごはんをたけ(竹?)～」の開催に係る後援について
 - (4) 報告第13号 市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について
- 7 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る8月期承認について
 - (2) 各課報告
 - <学校教育課・子ども未来課>
 - ① 9月学校行事予定について
 - ② 9月保育所・こども園行事予定について
 - <生涯学習課>
 - ① 子育て講演会・人形劇おやこ劇場について(9/6～8)
 - ② 第19回丹後100kmウルトラマラソンについて(9/15)

<文化財保護課>

①網野町銚子山古墳発掘調査現地説明会（9/8）

8 会 議 録 別添のとおり（全16頁）

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和元年10月3日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 野 木 三 司

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文

文化財保護課長 新谷勝行

〔書 記〕 教育総務課主幹 溝口容子

〈吉岡教育長〉

みなさんこんにちは。ただ今から「令和元年第17回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

今年から夏休みの期間を短くし、先月27日から2学期が始まっています。長期休業明けは不登校が出やすい時期とされており、本市においても近年不登校が増加傾向にありますので、子どもたちの状況に一層注意を払うよう学校に対し指示を行っているところです。

2学期になると今週末の中学校の体育祭を皮切りに様々な行事がありますし、子どもたちにも頑張って活動してほしいと思っています。委員さん方も都合をつけていただき、応援に行っていただければと思います。参観等の中でお気づきの点があれば、事務局に指導いただければと思います。

9月議会の会期中ですが、補正予算の中で小学校へのタブレット型パソコンの整備費を計上しています。情報化の進行、来年度からの新学習指導要領の実施を踏まえ、これから求められる情報活用能力の育成と授業改善を行うための一つの備品として、各学校で1クラスの全児童が活用できる台数を配備することとしていますが、基本的には6年生を中心に活用してもらいたいというふうに考えています。昨年度整備した電子黒板は学校からも有効に活用していると聞いていますので、タブレットの活用も期待したいと考えています。

取組みを進めています教職員の働き方改革については、実行計画を策定し、学校現場と事務局が協力しながら進めています。報告議案の中で理事から説明をさせていただきますが、大きく改善できていません。そのような中、国において「公立学校の

教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されるとともに、府においては、「府立学校の教育職員の勤務時間に関する方針」が策定されましたので、これらを踏まえ、本市においても「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定することとしました。

本日は、「京丹後市子育てのための施設等利用給付の認定等及び施設等利用費の支給に関する規則の制定について」をはじめ4議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

それでは、令和元年第14回教育委員会（8月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。ご質問等ありましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名を致します。

野木委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

はじめに、議案第79号「京丹後市子育てのための施設等利用給付の認定等及び施設等利用費の支給に関する規則の制定について」及び議案第80号「京丹後市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認等に

関する規則の制定について」を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

それでは、最初に、議案第79号「京丹後市子育てのための施設等利用給付の認定等及び施設等利用費の支給に関する規則の制定について」説明をさせていただきます。

この規則は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等に基づく国の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法の規定に基づく子育てのための施設等利用給付に関する手続きを定めた規則を、新たに制定するものです。

この規則は、9条の条文と、附則、それに関連する様式からなっています。

議案書を1枚めくってください。

まず、第1条には趣旨を謳っていますし、第2条の部分で施設等利用給付認定申請について定めています。第3条と第4条では施設等利用給付の認定、不認定について定めています。第5条については、現況の届出について、第6条では施設等利用給付認定の変更、第7条では施設等利用給付認定の取り消しの通知について定めています。

裏面になります。第8条では、施設等利用費の支給について定めていますし、第9条では、その他として、規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしています。

附則で、施行日を、令和元年10月1日とし、準備行為として、施設等利用給付の認定に関し必要な手続きその他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。としています。

3ページ以降が、様式になります。

最初に出てくる様式1号、こちらは1号認定者の申請書、様式2号が2、3号認定者の利用給付認定申請書になっています。様式3号については、教育・保育給付認定変更申請書と、施設等利用給付認定申請書を兼ねたものになっています。様式4号、5号、7号は、それぞれの通知書となり、6号については利用給付認定変更届という形で、様式を付けさせていただきます。

引き続き、議案第80号「京丹後市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則の制定について」説明させていただきます。

こちらの規則も、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等に基づく国の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法の規定に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認等を行うために所要の手続きを定めた規則を制定するものです。

こちらの規則は、16条の条文と、附則と、同じようにそれに関連する様式で成り立っています。

議案1枚めくっていただいて、第1条には趣旨を、第2条から第6条まで特定教育保育施設について定めています。その続き、第7条から第11条は、特定地域型保育事業について定めています。第12条は業務管理体制の整備に関する事項の届出について定めています。これは前2つの施設に関わることで、第12条で入ってきています。第13条から第15条までは特定子ども・子育て支援施設等についての規定をしているということになります。最後に、第16条で先ほどと同じようにその他というところを設けまして、附則では、施行期日を令和元年10月1日とし、同じように準備行為をできることとしています。

4ページ以降に、同じように、それに対応する様式が付いているという形になっています。

以上、よろしくご審議のほどお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第79号及び議案第80号を一括説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

ここに新しく様式が出たわけですがけれども、この様式というのは、内閣府から全国的に下りてきたものを市に合わせて変えていったものなのか、市独自でつくられたものなのか、教えてください。

それから、新しく10月から始まるのですが、この申請書などは、決まった時点ですぐに親に申請書を出してもらって、手続きが進んでいくのでしょうか。

<服部子ども未来課長>

まず1点目の様式の関係ですが、関係するものについては、国の方から参考様式として示されていますので、それを基に必要な部分を入れさせていただくという形でつくらせていただいています。

それから、申請の関係ですが、こちらの方で承認をいただきましたら、みなさんにお知らせをさせていただいて、申請手続きの勧奨につなげていきたいと思っています。

〈安達委員〉

年度ごとに変わっていくと思いますが、来年の4月から再度申請し直すということですか。

〈服部子ども未来課長〉

基本的には1年に1回は確認をしないといけないということになりますので、一度申請をしていただきますと、次から現況届という形で届出をしていただいて、引き続き資格があるかどうかの確認をしていくということになっていきます。

〈吉岡教育長〉

参考に、無償化の通知はいつ頃出すのですか。

〈服部子ども未来課長〉

3日を予定しています。これは1号認定の方だけなのですが、今は費用が安いということで保育が必要であっても1号認定でこども園を利用されている方があります。こども園を利用されて、そのあと預かり保育を利用される。そういった形の方は、今度は、1号認定で出てきている部分は無償化になりますが、預かり保育の部分はお金がかかりますので、保育が必要な方については、1号にいるより2号にいる方が安くなるので、そういった方については申請の案内をさせていただくということで、それを3日に出す予定をしています。

〈吉岡教育長〉

制度そのものは広報しないのですか。

〈服部子ども未来課長〉

広報については、今準備をさせていただいていまして、広報誌の方に載せさせていただくのと、それから、保育料の通知を9月にさせていただきますので、その時に合わせて利用者の方全てには、制度がこうなりますというものを送らせていただくことにしています。

<吉岡教育長>

他にありませんか。

<安達委員>

議案第80号の方ですが、今までになかった様式だと思うのですが、何のためにこれができるのか分からないので、分かりやすく説明してください。

<服部子ども未来課長>

今までは、認可施設だけでしたので、あらかじめ、どういう運営をするかとか、どういう職員体制でということまで届を出して、それが認められた施設しか運営をしてこなかったのですが、今回は、認可外ですとか、そのほか一時預かり事業所ですとか、そういった認可を受けない施設も対象になってきます。そうすると、どんな施設でも無償化対象施設になり得るのかということになりますので、適正な運営をしていただけたらどうかという確認をそれぞれの市町村でしなければなりません。ですので、こういった届を出していただいて、出していただいた内容をもとに、適正な運営ができるかを判断したうえで、認めるか認めないかということで、こういった手続きが必要となってくるということです。

<安達委員>

だいたい0、1、2歳ぐらいの小さい子を少人数で預かっているところが、今まで受け入れていなかった部分だと思うのですが、そういう場合は無償化の対象ではないとは思いますが、それでも提出が必要だということですか。

<服部子ども未来課長>

あくまでも、無償化の対象施設として確認をする手続きになりますので、無償化にしない、この制度に乗らないところについては、届を出していただく必要はないということです。ただ、利用者の中に、非課税の方ですとか、そういった方があれば無償化の対象になりますので、そういったところについては届出を出していただいた方がよいということにはなります。

<安達委員>

届出を出して認めてもらえれば無償化の対象になり、市が手続きをして国に出すのですよね。その流れが分からないので教えてください。

<服部子ども未来課長>

無認可の施設に限定して話をさせてもらうのですが、本来、無認可の施設は認可を受けていなくて、ただ、その事業を運営する時には京都府に対して必ず届出を出しています。出しているのですが、運営については指導監査という形で入らせてもらって、適正な運営がされているかという確認まではしています。

ただ、今回のこの無償化にあたっては、対象施設かどうかというのは市町村が定めることになるので、市町村に届を出していただいて、そこで認められたら、その市町村限り、そこが公示をするということで、この施設は対象施設ですと、手続きをそこで完了することになりますので、特に国や京都府に対しての手続きはありません。

<安達委員>

認めるという基準は、きちんと市の中で決められているのですか。

<服部子ども未来課長>

基本的には、国が定めている基準がありますので、そこに適しているかどうか。人数ですとか、そういったところの確認をさせていただくことになります。

<吉岡教育長>

認可を受けないということがありますが、例えば業者はなぜ認可を受けないのか。何か特別なメリットがあるのですか。

<服部子ども未来課長>

逆に、認可を受けない方が自由にできる部分が出てくるということかなと思います。ある程度幅を持たず、ということはあるのかなと。保育所というのはいろいろな制約がありますよね。ある一定の基準はありますが、その認可を受けないことで、デメリットというのはなくて、その企業の中で保育をすることができるということになるので、細かい規定に捕らわれずにできるという点では、認可を受けなくてもできる

という感じではあります。実際はちょっと分からないですけど。一定ラインは決まっているのですよ。

<安達委員>

安全に関する基準はとても厳しいですが、その基準を気にせず自由にやれるとなると少し不安が残るので、そこの部分は最低限必要なところだと思います。それから、保育に関わる職員の人数にしても、自由ではなくて、最低の人数は確保するというところもあると思うので、その辺のわきまはしっかり市としてお願いしたいと思います。

<吉岡教育長>

暫時休憩します。

－休憩中－

<吉岡教育長>

休憩を閉じて再開します。

それではお諮りを致します。

まず、議案第79号「京丹後市子育てのための施設等利用給付の認定等及び施設等利用費の支給に関する規則の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、お諮りを致します。議案第80号「京丹後市特定教育・保育施設、特定地域

型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第81号「京丹後市商工会青年部次世代育成事業「自然体験“竹で遊ぼう”～竹でごはんをたけ（竹？）～」の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

議案第81号「京丹後市商工会青年部次世代育成事業「自然体験“竹で遊ぼう”～竹でごはんをたけ（竹？）～」の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

この事業は、里山の荒廃とともに喪失していく自然への関心と、ふるさとの里山を愛する心を育てることに重点を置き、自然の中で力いっぱい遊ぶことのできる京丹後っ子を育むことなどを目的とし実施されるものです。

事業内容は、間伐された竹を利用して、ご飯を炊いたり、汁椀を作ったりして、竹の利活用を体験する、そして、竹を使った楽器を作り、竹の持つ自然の音を楽しむ、というものです。

開催日時は、本年10月6日（日曜日）午前9時から午後2時30分の予定、会場は久美浜町のかぶと山キャンプ場、参加対象は、市内小学生全学年の児童40名を予定、参加費は無料となっています。

主催は京丹後市商工会青年部、申請者は、京丹後市商工会 会長 行待 佳平 氏です。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第 8 1 号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第 8 1 号「京丹後市商工会青年部次世代育成事業「自然体験“竹で遊ぼう”～竹でごはんをたけ（竹？）～」の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、報告第 1 3 号「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<上田教育理事>

報告第 1 3 号「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について」説明をさせていただきます。

これは、「はじめに」の中でも書いていますように、働き過ぎといわれる日本人の時間外労働を労働法制全体で規制していこうという流れの中で、平成 3 1 年 1 月、文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が出されまし

た。

この中で、時間外勤務の上限の目安時間が設定され、服務監督権者である教育委員会に方針等の策定を求めています。

8月の令和元年度第4回教育委員協議会において、京丹後市教育振興計画の見直しについてご協議いただきましたが、その中の目標指標を踏まえ、また、文部科学省より出されたガイドラインに基づき、「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定めるものです。

それでは、2ページをご覧ください。

趣旨は、ただ今説明したような状況です。

対象者につきましては、学校に勤務する教育職員を対象としています。

昨年度出しました、「教職員の働き方改革実行計画」との違いは、ここより事務職員を除いたものとなっています。

上限の目安時間ですが、1か月の超過勤務時間が45時間以内、1年間で360時間以内としています。冒頭、教育長のあいさつにもありましたように、最初には80時間以下という過労死ラインを目安にして、そこもまだ達成できていない状況ですけども、月45時間というところを目標としながら、今後、働き方改革を進めていくこととなります。特例的な扱いというのは、非常災害・学校事故等の対応が求められる場合で、通常の業務は当てはまらないということになっています。

取組み方針としては、昨年7月に決めました、京丹後市「教職員の働き方改革実行計画」に基づき進めるところですが、非常に高い目標となりますので、学校の指導体制の充実・強化や教職員の意識改革、保護者・地域との役割分担と連携・協働が重要になってくると考えています。

5ページ別記にありますように、5年間を目途とし、段階的目標を設定しています。令和2年度までは「教職員の働き方改革実行計画」の年次目標の指標と同じになっており、ここまででなんとか月80時間以内を達成していきたいという目標をもっています。

業務改善をどう図っていくか、非常に丁寧に進める必要がありますし、4ページの留意事項にあるような点にも注意を傾ける必要があると考えています。

令和3年、4年で、1か月60時間以内を目標とし、最後に5年目で45時間以内というところを達成できたらと考えているわけですが、現実のところとしまして、本年4月から6月の3か月間における、45時間以下の教職員の数というのは、平成30年度が小学校で30.7%、令和元年は39.5%となっています。中学校においては、平成30年度で12.9%、令和元年度で14.8%と、小学校の方は45時間以下の教職員の割合が昨年度よりも少し上がってきているのですが、中学校は大きくは変わらないという実態もあります。

それよりさらに厳しいのが、年間360時間という数字です。昨年度に当てはめる

と厳しいところがあり、昨年度、年間360時間以内の教職員は小学校で11.8%、中学校で4.4%しかいないという実態になっていますので、大変厳しいところではありますが、ここを目標にしながら、働き方改革を進めていきたいということで、この方針を設定するというを考えています。

以上、報告をさせていただきました。

<吉岡教育長>

報告第13号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

今説明のありました上田理事から悲観的な意見が出ていましたが、現場を拝見していますと、教育委員会や学校サイドだけでは無理に近いような目標設定かなと思います。でも、民間の方はそういうことを着実にクリアしている。業種が違うのであれなのですが。

この取組み方針にも関連するのですが、PTAや保護者の方々にも理解を求めの中で、関わるみんなで目標を達成していくということをしていかないと、学校や教育委員会だけでそれができるとは到底思えないので、「良い知恵を出してください」というようなことをPTAのみなさんにもおっしゃった方が良いのではないかなという感じがしています。そのくらい厳しい数字だと思います。

<上田教育理事>

ご指摘のとおりだと考えていますし、特に中学校の部活動のあり方が、現状では中学校の勤務時間は削減できないというふうに思っています。府教委や文科省など、いろいろな意見を聞かれた折には、その子どもたちの部活動指導、社会体育との関連も含めて良い方法を考えていかないと、日本の中学校の部活動というのは、教育の中でも非常に重要な部分を占めてきた歴史もありますので、良いところを残しながら、やはり改善もしていかないと無理だという意見も言わせていただいて、今言われたようにいろいろなところと連携しながら進めていくことが必要だと考えています。なかなかそこが踏み出せていない現状もありますので、いろいろな関係機関と相談しながら進めることが必要かなというふうには感じています。

<田村委員>

ガイドラインにもありますとおり、この5年間での目標値ということで立てていただいていると思いますが、実際のところ、これが達成できた時に、学校の中身と言うか、授業の内容とかいうところも、大変気になるところでもありますし、授業としては、デジタル的な授業とか、デジタル教材のほぼ導入期にあたる5年間になると思いますので、先生方のお仕事というのは、もしかしたら増えていく時期にこの数値目標というところで、ここがぎくしゃくして、「早く帰りなさい」と数値目標だけに走ると、家に持ち帰るという事象が出たりとか。数年前から管理職の先生方は「早く帰りましょう」と言っている中で、あまり目標が達成できていないというのは、それをやらないと授業ができないとか、自主的残業と言われている部分だと思いますので、そういったところも含めて、全体的な取組みとして達成できるように、考えていただきたいと思いますし、数値目標だけではなく、職務分掌、職務を分けて考えるような、そういう取組みも並行していただきたいと思います。希望です。

<上田教育理事>

今言っていた、ICTに関わる部分は、冒頭、教育長のあいさつにもありましたように、電子黒板の活用が非常に進んでおり、各学校でも活用していただいているのですが、各校で活用していただいた教材で良かったものを、京丹後市の全体のフォルダがあるのですが、ICTの授業教材をそこに入れて、京丹後市全体で共有できるような体制を進めているところです。そういうのが整っていけば、授業準備も、それぞれの学校でやっていたことが、良い教材を取ってきてそれを活用できる。そういったことが進めば、準備の時間を少しでも短縮できるのではないかという思いを持って、今後タブレットの導入も進んでいくということで、そういうICT機器を活用した部分での授業改善も、なんとか図っていきたいと考えています。

それから、最後に言われた分掌ですとか、一部の方にかたよってしまって、その方の労働時間が長くなるということも現実にありますので、その辺は、校長、管理職のマネジメントで、片寄りがないような校内の管理体制も取ってほしいということは、常々お願いしているところです。

<久下委員>

みなさんおっしゃいましたけれども、確かに、なかなか厳しい内容であるだろうなと想像できますね。特に、新学習指導要領が来年度から実施ということで、タブレットの問題もありますし、内容面でも、また、学習方法についても研修をしてもらいながら進めていかなければならない大変な状況の中で、こういう状況があるのだろうな

と思っています。

中学校の部活動については、昨年度少し規制をされましたね。その辺りはどうですか。

<上田教育理事>

部活動につきましては、京丹後市にも部活動指針というのがありまして、それに基づいて週2日の休養日、それから、校長会の方でも自主的に検討されまして、昨年度の途中から月曜の朝練をやめていたのですが、それに加えて、木曜日の放課後の部活を休んでいるのですが、木曜日の朝練習も停止にしようという方向で話し合われていまして、そういったところでの改善を進めていただいています。

部活動終了時刻につきましても、平成29年度から、15分繰り上げて、午後5時15分終了というような、そういった方向で、他の市町村よりは早く終われているのですが、やっぱりまだ、それでも5時過ぎたら勤務時間外になっていきますので、そこからいろいろな教材研究だとか、会議だとか。会議は勤務時間内でお願いしているところなのですが、なかなかそういった時間も十分取れていないところもありますので、そういったところも計画的に。

今まで中学校の場合は、部活動は教員全員で一斉にあたるという基本の線を持っていたのですが、それをやっているとなかなか勤務時間が減らないので、上手に各校で会議と並行しながら、安全確保して、部活動を運営するというような形にもしていけないといけないと、お願いしているところです。

<久下委員>

先ほども出ましたけども、そういう取組みをする中で、生徒の様子であるとか、保護者の受け止めなんかで理解をしていただいているのか、いろいろと意見を持っておられるのか、というあたりはどうですか。

<上田教育理事>

部活動の時間を減らしていったり、夜間の電話の取組みを進めていったりしているのですが、そういったところで保護者から、苦情が入っているということは伺っていません。

<吉岡教育長>

他にはありませんか。

報告事項ですので、これで終わらせていただきたいと思います。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了致しました。

続いて、4のその他ということで諸報告、各課報告を順次致します。

(1) 諸報告

<横島教育次長>

① 「共催」・「後援」に係る8月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課>

① 9月学校行事予定について

② 9月保育所・こども園行事予定について

<生涯学習課>

① 子育て講演会・人形劇おやこ劇場について(9/6～8)

② 第19回丹後100kmウルトラマラソンについて(9/15)

<文化財保護課>

① 網野町銚子山古墳発掘調査現地説明会(9/8)

<吉岡教育長>

全体をとおして何かご質問等がありましたらお願いします。

<久下委員>

「共催」・「後援」の関係です。教職員の球技大会ですけども、網野町と峰山町と久

美浜町があります。先月に丹後町があったと思うのですが、弥栄町と大宮町は今年
は開催されなかったということですか。

<横島教育次長>

後援申請が来ていないので、開催されているかも分かりませんが、把握できてい
ないです。

<上田教育理事>

両方しています。

<横島教育次長>

両方しているそうです。

<久下委員>

共催抜きで、とういことですね。

<吉岡教育長>

以上で第17回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

<閉会 午後2時27分>

[10月定例会 令和元年10月2日(水) 午前11時00分から]